

株 主 各 位

愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
株式会社フジミインコーポレーテッド
代表取締役社長 関 敬 史

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成26年6月24日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1
にしび創造センター ドレミホール（3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第62期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件 |
| 第4号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
（アドレス <http://www.fujimiinc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成25年4月1日)  
(至 平成26年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、米国、欧州、日本など主要先進国で景気回復の兆しが見られる一方で、中国をはじめとするアジア新興国では経済成長の鈍化が見られました。

世界半導体市場は、パソコンの世界出荷台数が前期比で大幅な減少となりましたが、スマートフォンやタブレット(多機能携帯端末)関連需要の拡大により回復局面にあります。しかしながら、シリコンウェハー市場は、面積ベースでは横ばい基調にあるものの、ウェハー価格の下落により販売金額ベースでは引き続き低減傾向が続いております。

こうした状況下、当社グループでは一丸となって売上拡大とコスト削減に努めましたが、当連結会計年度の業績は、売上高27,492百万円(前期比15.2%減)、営業利益1,300百万円(前期比62.8%減)、経常利益1,535百万円(前期比60.1%減)、当期純利益799百万円(前期比64.0%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本につきましては、価格競争等に伴うシリコンウェハー向け製品の販売減少、臺灣福吉米股份有限公司(FUJIMI TAIWAN LIMITED)の開設によりアジアセグメントに売上が移管されたことによるCMP向け製品の販売減少および非半導体関連の一般工業用研磨材の販売減少により、売上高は15,889百万円(前期比31.3%減)となり、セグメント利益(営業利益)は2,088百万円(前期比56.1%減)となりました。

北米につきましては、価格競争等の影響を受け、売上高は現地通貨ベースでは減少しましたが、為替が円安に推移したことから4,309百万円(前期比9.2%増)となりました。セグメント利益(営業利益)は210百万円(前期比93.6%増)となりました。

アジアにつきましては、パソコンの出荷減少の影響はあったものの、アルミディスク向け製品の拡販努力により売上が増加したこと、FUJIMI TAIWAN LIMITEDがCMP向け製品の販売を開始したことから、売上高は5,744百万円(前期比69.0%増)、セグメント利益(営業利益)は38百万円(前期は営業損失181百万円)となりました。

欧州につきましては、シリコンウェハー向け製品やCMP向け製品の販売が減少したことから、売上高は1,549百万円（前期比19.5%減）、セグメント利益（営業利益）は78百万円（前期比45.4%減）となりました。

主な用途別売上の実績は、次のとおりであります。

当社グループの主力となるシリコンウェハー向け製品につきましては、価格競争等の影響やお客様の使用量削減の動きを受け、ラッピング材の売上高は2,978百万円（前期比2.0%減）、ポリシング材の売上高は5,351百万円（前期比9.8%減）となりました。

CMP向け製品につきましては、アジア市場では最先端ロジックデバイス向け製品の販売が堅調でありましたが、他地域において需要が減少したため、売上高は8,224百万円（前期比1.2%減）となりました。

ハードディスク向け製品につきましては、アルミディスク向け次世代製品のシェア拡大により、売上高は2,658百万円（前期比45.5%増）となりました。

非半導体関連の一般工業用研磨材につきましては、第2四半期連結累計期間においては回復の動きが見られたものの、第3四半期連結会計期間以降は回復の動きが鈍化し、売上高は6,182百万円（前期比44.2%減）となりました。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

| 区 分   | 第 61 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 62 期<br>(平成26年 3 月期) | 前期比増減(△) |        |
|-------|------------------------|------------------------|----------|--------|
|       | 売 上 高                  | 売 上 高                  | 金 額      | 増 減 率  |
| 日 本   | 23,140                 | 15,889                 | △7,250   | △31.3% |
| 北 米   | 3,947                  | 4,309                  | 361      | 9.2%   |
| ア ジ ア | 3,398                  | 5,744                  | 2,345    | 69.0%  |
| 欧 州   | 1,925                  | 1,549                  | △376     | △19.5% |
| 合 計   | 32,412                 | 27,492                 | △4,919   | △15.2% |

用途別売上高

(単位：百万円)

| 区 分         | 第 61 期<br>(平成25年 3 月期) |        | 第 62 期<br>(平成26年 3 月期) |        | 前期比増減(△) |        |
|-------------|------------------------|--------|------------------------|--------|----------|--------|
|             | 売 上 高                  | 構 成 比  | 売 上 高                  | 構 成 比  | 金 額      | 増 減 率  |
| ウェハーラッピング   | 3,037                  | 9.4%   | 2,978                  | 10.8%  | △59      | △2.0%  |
| ウェハーポリッシング  | 5,935                  | 18.3%  | 5,351                  | 19.5%  | △583     | △9.8%  |
| C M P 向 け   | 8,323                  | 25.7%  | 8,224                  | 29.9%  | △99      | △1.2%  |
| ハードディスク向け   | 1,826                  | 5.6%   | 2,658                  | 9.7%   | 831      | 45.5%  |
| 一般工業用研磨材    | 11,080                 | 34.2%  | 6,182                  | 22.5%  | △4,898   | △44.2% |
| 自 社 品 そ の 他 | 1,973                  | 6.1%   | 1,798                  | 6.5%   | △175     | △8.9%  |
| 商 品         | 233                    | 0.7%   | 299                    | 1.1%   | 65       | 28.2%  |
| 合 計         | 32,412                 | 100.0% | 27,492                 | 100.0% | △4,919   | △15.2% |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,094百万円でありました。

## (3) 資金調達の状況

設備投資の資金は全額自己資金をもって充当いたしました。

## (4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 59 期<br>平成23年 3 月期 | 第 60 期<br>平成24年 3 月期 | 第 61 期<br>平成25年 3 月期 | 第 62 期<br>(当連結会計年度)<br>平成26年 3 月期 |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 30,869               | 27,424               | 32,412               | 27,492                            |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 2,817                | 1,038                | 3,843                | 1,535                             |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,820                | 543                  | 2,222                | 799                               |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 63.82                | 19.91                | 85.68                | 30.82                             |
| 総 資 産 (百万円)     | 46,734               | 44,381               | 49,337               | 46,648                            |
| 純 資 産 (百万円)     | 40,802               | 38,643               | 41,030               | 41,507                            |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 1,450.83             | 1,478.56             | 1,579.79             | 1,598.32                          |

## (5) 子会社の状況

| 会 社 名                             | 資 本 金                | 出資比率   | 主 な 事 業 内 容 |
|-----------------------------------|----------------------|--------|-------------|
| FUJIMI CORPORATION                | 330千<br>米ドル          | 100.0% | 研磨材等の製造・販売  |
| FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. | 5,000千<br>マレーシアリンギット | 100.0% | 研磨材等の製造・販売  |
| FUJIMI EUROPE GmbH                | 25千<br>ユーロ           | 100.0% | 研磨材等の販売     |
| FUJIMI TAIWAN LIMITED             | 800,000千<br>新台湾ドル    | 100.0% | 研磨材等の製造・販売  |
| FUJIMI KOREA LIMITED              | 200,000千<br>韓国ウォン    | 100.0% | 研磨材等の販売支援   |

## (6) 対処すべき課題

めざましい技術革新に伴い競争も激化し、当社グループを取り巻く事業環境は厳しさを増しているなか、お客様の技術的なニーズに対応するため、高い品質の新製品を開発し、速やかにお客様に提供することが重要な課題であると認識しており、事業本部として営業と開発が一体となってマーケティング力と開発力の強化に注力しております。

また、安定的に収益を確保するためには現場の徹底した製造原価低減や販管費削減等が必要であり、採算性向上と競争力強化も当社グループの課題であると認識しております。具体的には、抜本的な業務プロセスの見直しと社内ITインフラの整備を進めており、また他方では収益改善委員会のもと、現場に密着したコスト改善活動の推進等、収益改善の取り組みを強化しております。

更には特定の半導体業界の景気動向に影響されにくい強固な収益基盤を確立するため、当社グループ固有の先端技術を活かした新規事業の創出と育成により事業領域の拡大に努めてまいります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループの主な事業内容は、研磨材等の製造、販売並びにこれらに付帯する一切の事業であります。

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当 社

|          |   |                  |
|----------|---|------------------|
| 本 社      | : | 愛知県清須市           |
| 営 業 所    | : | 東京都千代田区          |
| 工 場      | : | [枇杷島工場] 愛知県清須市   |
|          |   | [稲沢工場] 愛知県稲沢市    |
|          |   | [各務原工場] 岐阜県各務原市  |
|          |   | [各務東町工場] 岐阜県各務原市 |
| 研究開発センター | : | 岐阜県各務原市          |
| 物流センター   | : | 岐阜県各務原市          |
| 上海事務所    | : | 中国               |

### ② 子会社等

- 1) FUJIMI CORPORATION  
所在地 : 米国
- 2) FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.  
所在地 : マレーシア
- 3) FUJIMI EUROPE GmbH  
所在地 : ドイツ
- 4) FUJIMI TAIWAN LIMITED  
所在地 : 台湾
- 5) FUJIMI KOREA LIMITED  
所在地 : 韓国

## (9) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|------|-------------|
| 日本       | 502名 | 8名減         |
| 北米       | 98名  | 6名減         |
| アジア      | 115名 | 9名増         |
| 欧州       | 5名   | —           |
| 全社（共通）   | 55名  | 3名減         |
| 合計       | 775名 | 8名減         |

(注) 1. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

2. 使用人数には、嘱託、派遣社員及びパートタイマーは含まれておりません。

### ② 当社の使用人の状況

| 当事業年度末使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 557名       | 11名減      | 39.1歳 | 11.7年  |

(注) 使用人数には、嘱託、当社から社外への出向者、派遣社員及びパートタイマーは含まれておりません。



## 2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 30,699,500株
- (3) 株主数 7,463名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------|---------|---------|
| 越 山 勇                                              | 2,902千株 | 11.1%   |
| 有 限 会 社 コ マ                                        | 1,638   | 6.3     |
| 野 田 純 孝                                            | 1,520   | 5.8     |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01                 | 1,197   | 4.6     |
| 特 定 有 価 証 券 信 託 受 託 者 行<br>株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 | 1,141   | 4.4     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                          | 728     | 2.8     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                | 709     | 2.7     |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行                                  | 691     | 2.6     |
| フ ジ ミ 取 引 先 持 株 会                                  | 601     | 2.3     |
| 一 般 財 団 法 人 越 山 科 学 技 術 振 興 財 団                    | 600     | 2.3     |

（注）持株比率は、自己株式(4,760,651株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における会社役員の新株予約権の保有状況

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会の決議           | 平成19年6月22日                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 目的となる株式の種類        | 普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 発行価額              | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 行使価額              | 1,864円                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の数           | 175個                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 目的となる株式の数         | 17,500株                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 権利行使条件            | ①行使時に、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であること。ただし、当社又は当社子会社の取締役を退任した場合、もしくは当社又は当社子会社を退職した場合に「新株予約権割当契約」に定める条件により、当該退任又は退職の日から2年間に限り行使できる。<br>②新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。<br>③新株予約権の第三者への譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為を認めない。<br>④その他行使の条件については、当社第55期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 |
| 行使期間              | 自 平成21年11月16日<br>至 平成26年6月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 保有者数 4名<br>保有数 110個<br>目的となる株式の数 11,000株                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 社外取締役             | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 監査役               | 保有者数 2名<br>保有数 65個<br>目的となる株式の数 6,500株                                                                                                                                                                                                                                                                        |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                               |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 関 敬 史     | FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼<br>FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長                |
| 常 務 取 締 役     | 伊 藤 広 一   | 生産本部長兼品質保証本部長                                                         |
| 取 締 役         | 土 屋 太 加 志 | 企画本部長                                                                 |
| 取 締 役         | 鈴 木 彰     | 財務本部長                                                                 |
| 取 締 役         | 大 脇 寿 樹   | ディスク事業本部長兼<br>FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. マネー<br>ージングディレクター(社長) |
| 取 締 役         | 鈴 木 勝 弘   | シリコン事業本部長                                                             |
| 常 勤 監 査 役     | 石 井 和 廣   |                                                                       |
| 常 勤 監 査 役     | 松 島 伸 男   |                                                                       |
| 監 査 役         | 高 橋 正 彦   | 高橋正彦事務所所長 公認会計士・税理士                                                   |
| 監 査 役         | 川 下 政 美   | 日本特殊陶業株式会社 顧問                                                         |

- (注) 1. 監査役高橋正彦氏及び川下政美氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、それぞれ両取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役石井和廣氏は、当社経営管理本部長及び財務管理本部長としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役高橋正彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 平成26年1月7日及び平成26年2月3日の取締役会決議により、平成26年4月1日付で取締役の担当及び重要な兼務の状況の一部を次のとおり変更いたしました。

| 氏 名     | 変 更 前                                                                          | 変 更 後                                                                       |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 関 敬 史   | FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼<br>FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長                         | C M P 事 業 本 部 長 兼<br>FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼<br>FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長 |
| 伊 藤 広 一 | 生 産 本 部 長 兼<br>品 質 保 証 本 部 長                                                   | 品 質 保 証 本 部 長                                                               |
| 土 屋 太加志 | 企 画 本 部 長                                                                      | 社 長 補 佐                                                                     |
| 鈴 木 彰   | 財 務 本 部 長                                                                      | 管 理 本 部 長                                                                   |
| 大 脇 寿 樹 | デ ィ ス ク 事 業 本 部 長 兼<br>FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. マ<br>ネーjingディレクター(社長) | 機 能 材 事 業 本 部 長                                                             |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 93百万円  
監査役 4名 39百万円 (うち社外監査役 2名 6百万円)

(注) 上記のほか、次のとおりの支給があります。

取締役 使用人兼務の場合の使用人分給与 58百万円

- ① 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において、取締役報酬を「年額480百万円以内」(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役報酬を「年額60百万円以内」と決議いただいております。
- ② 報酬等の額には、当事業年度の取締役賞与15百万円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外役員の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                       |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 高 橋 正 彦 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。       |
| 監 査 役 | 川 下 政 美 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見から発言を行っております。 |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役高橋正彦氏及び川下政美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

- ア. 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- イ. 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

| 区 分                                        | 支 払 額 |
|--------------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等                       | 30百万円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるFUJIMI CORPORATION、FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.、FUJIMI EUROPE GmbH及びFUJIMI TAIWAN LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案することを取締役会に請求いたします。

取締役会は、上記の監査役会による解任の場合の他、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、監査役会の同意を得て、又は上記の監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(最終改定：平成23年4月15日)

### 1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、倫理法令遵守に関する規程等を整備し、取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範とする。
- (2) 当社は、倫理法令遵守の周知徹底を図る。
- (3) 法務部は、全社の倫理法令遵守の取組みを横断的に統括する。
- (4) 内部監査室は、法務部と連携のうえ、倫理法令遵守の状況を監査し、結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- (5) 当社は、倫理法令等違反行為防止のため、社内相談・通報制度を整備し、運用する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務執行に関する情報を文書等に記録し、保存、管理する。監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理に関する規程に基づき、業務執行に伴うリスク及びリスクの回避措置、当該リスク対応の責任部門を定め、リスク管理委員会において協議を行う。
- (2) 総務部は、当社及び子会社から成るグループ全体のリスクを漏れなく、全体的に管理する。
- (3) 内部監査室は、部門毎のリスク管理の状況を監査し、取締役会に報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に定める事項により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- (1) 定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行を監督する。
- (2) より機動的な意思決定を行うため、取締役、本部長を構成員とする経営会議を開催する。
- (3) 取締役は、全社の中長期経営計画及び年度計画の立案、事業毎の戦略目標及び施策を策定し、事業・部門別の進捗状況を取締役会に報告する。

### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 法務部は、グループ全体の内部統制を担当する。
- (2) 法務部は、グループ各社における内部統制システムの構築のため、実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (3) 内部監査室は、グループ各社への内部監査を実施し、定期的に取り締役に報告する。

**6. 監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、監査役の職務を補助すべき従業員等の配置を求めることができる。その従業員等の任命、異動、解任等については、監査役の同意を要する。

**7. 取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び従業員等は社内規程の定めにより、次の事項を監査役に報告する。

- ① 当社及び関係会社に著しい影響を及ぼす恐れのある事項
- ② 重大な法令及び定款違反
- ③ 内部監査の実施状況
- ④ 倫理法令遵守等に関連する相談・通報の状況
- ⑤ その他重要な業務執行の状況

**8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、以下のことを行う。

- (1) 監査役は、取締役会のほか、監査役が出席が必要と判断する社内の重要な会議に出席する。
- (2) 稟議書、契約書など業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
- (3) 取締役及び従業員等から業務執行に関する説明を受ける。
- (4) 代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- (5) 会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

**9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は、反社会的勢力に対し、社内規程等を定め、次の基本原則に基づき行動する。

- ① 組織として対応
- ② 外部専門組織との連携
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤ 裏取引や資金の提供の禁止



## 7. 会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針については次のとおりであります。

### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為（下記3. ②に定義します。以下同じとします。）については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものも少なくありません。

また、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、2. 「会社の株式に関する事項」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の異動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分に理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらの中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

### ① 当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なCMP（化学的機械的平坦化）、コンピュータ用ハードディスクの研磨など高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野であるシリコンウェハーの超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして、大手企業の新規参入に対して市場優位性を維持しております。

最近では低消費電力の光源として市場が拡大しつつあるLED用のサファイヤ基板や、次世代パワーデバイスとして期待されているSiC基板など、従来技術では難しい硬脆材料の研磨・研削技術の研究開発を進めています。また、炭化ケイ素やアルミナなど、原材料の特徴を生かした機能材料の開発にも積極的に取り組んでおります。さらに、長年にわたり研磨材で培ったパウダー技術を活用し、新規溶射技術や装置に最適な溶射材の開発・商品化で新分野を開拓しております。

このように当社は、「パウダーテクノロジー」を事業領域の基本として、コア技術を高め先端技術をリードすることにより、お客様の満足度を高め信頼を勝ち得てまいりました。また、当社が特定の企業グループに属することなく独立性の高い経営を堅持していることも、多くのお客様から受け入れていただいている一因と考えております。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れております。

当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土とITを駆使した情報の共有化をテコに、企業競争力の向上と持続的成長によって企業価値を増大してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全且つ一体感のある企業風土にあると考えております。

今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度のさらなる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き

続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

## ② 企業価値向上のための取組み(中期経営計画)

当社は、バランス・スコアカード（ＢＳＣ）の考え方を基に、平成21年６月に平成30年３月（2018年）期を最終年度とする９年間の中長期経営計画を策定いたしました。

この中長期経営計画は３年を区切りとする３次の中期計画を基にしています。

第一段階は自己診断と成長のための基礎体力づくり、成長のための種まきにあて、第二段階はまいた種をきちんと育てる時期、そして第三段階は事業が花開き、実を収穫する時期、と位置づけ、単に計画期間における売上や利益率の向上を目指すだけでなく、当社のあるべき姿、進むべき道をより明確にするため、企業理念・ビジョンの見直しを図りました。新しい企業理念は企業使命、経営姿勢、行動規範の３点からなり、企業ビジョンは事業アイデンティティ、企業文化・ビジョン、事業構造ビジョンから構成されております。

今後当社は経済環境の変化が見込まれるなかでアグレッシブな成長を目指し、積極果敢にチャレンジしなければならないと考えております。それに加えてどのような景気変動下にあっても安定的な成長を遂げるため、特定の事業や用途に偏ることがない事業構造が必要と考えております。そのため従来から推進しているシリコン・CMP・ディスク・機能材・溶射材の５事業に加え、新規事業と新たな用途の探索に継続的にチャレンジし、その実現に向け様々な可能性を含めた検討を進めることとしました。具体的には(1)ろ過・分級、(2)砥粒、(3)ケミカルの３つのコア技術を中心に、技術開発を進め、商品開発の加速、事業のさらなる拡大を推進しております。これらを通じて安定した事業構造を維持するため、将来的には事業構造比率として半導体関連比率50%、非半導体関連比率50%を目指しております。

また、全社レベルの目標を事業ごとに戦略目標、施策として具現化し、その成果については評価指標（KPI）によって四半期ごとに進捗管理するなど、明確な責任体制のもと事業戦略を組織横断的に展開しております。

### [シリコン事業]

半導体の基板であるシリコンウェハーを高精度に平坦化・鏡面研磨する研磨材事業です。お客様へのタイムリーな新製品の提供とトータルコストメリットの提言を目指し、ものづくりの意識を高めコア技術の確立と発展に注力し、高いマーケットシェア維持を目指してまいります。

### [CMP事業]

半導体チップの高集積化・微細化に伴い半導体製造にCMPは使われてきましたが、今後はますます適用する工程が多くなることが期待されます。顧客ロードマップに合った迅速な新製品の提供や技術サービスを核に、より密接なお客様との関係構築や開発力の強化を目指すとともに、安定品質の提供に努めてまいります。

#### [ディスク事業]

パソコンやHDD搭載型TV、DVD・BDレコーダーなどの記憶媒体であるハードディスク用の研磨材事業です。各業界のニーズをいち早くキャッチし、お客様との信頼関係を構築し次世代ディスクへの要求を共有することにより、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。

#### [機能材事業]

環境エネルギー・代替資源分野を中心に、省エネ・CO<sub>2</sub>削減で注目を集めるLED照明やパワーエレクトロニクス用の研磨材等の開発・販売、非半導体関連の新規用途開拓に注力してまいります。また、精密砥石関係、研磨布紙関係、一般ラップ関係、その他各種の安定した需要に支えられた製品に対しては、品質の維持向上や納期の迅速化、用途開拓の情報収集や新たな提案等でお客様の信頼を高めるよう努めてまいります。

#### [溶射材事業]

鉄鋼、航空機及び半導体等様々な業界の溶射用途向けに、主にサーメット溶射材とセラミック溶射材を提供している事業です。開発力を強化し、新規高機能製品の早期市場投入やタイムリーなソリューションの提案により、売上の拡大とともに、収率改善や生産技術力の向上により収益改善とさらなる品質の安定化を図ってまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

#### ①当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の目的

上記1.記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的且つ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速且つ的確に講じる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を更新することを決定いたしました。また、本対応方針の更新については、平成24年6月22日開催の定時株主総会でご承認をいただきました。

## ②当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の概要

本対応方針は、（ア）当社が発行する株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、もしくは、（イ）当社が発行する株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかに該当する買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（「7. 会社の支配に関する基本方針」において、あわせて「大規模買付行為」といいます。）を適用対象としています。

本対応方針では、当社取締役会が、大規模買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して本対応方針に定める大規模買付情報の提供を要請するための手続を定めています。

取締役会は、（ア）大規模買付者等が本対応方針に定められた手続を遵守せず、又は（イ）大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような、本対応方針に定める一定の類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的且つ合理的に疑われる事情が存する場合には、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、所定の期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、上記独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本対応方針における対抗措置の発動を決定します。当社取締役会が対抗措置として一定の行使条件及び取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権を当該決議によって定める全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

## 4. 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

上記2. 記載の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的且つ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また上記3. 記載の取組みである本対応方針は、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであると考えております。

さらに、本対応方針は、（ア）株主総会の承認により継続され、また必要があれば株主意思確認総会を経る場合があるなど、株主意思を重視するものであること、（イ）経済産業省及び法務



省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等をも踏まえていること、（ウ）合理的且つ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、（エ）当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置され、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して意思決定することとされていること、（オ）本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていること、（カ）当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされていること等から、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

なお、本対応方針は平成26年6月24日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成26年5月23日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応方針を一部変更した上で、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第3号議案、又は当社ウェブサイト（<http://www.fujimiinc.co.jp/>）の第62期定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )       |        | ( 負 債 の 部 )             |        |
| 流 動 資 産           | 29,898 | 流 動 負 債                 | 4,713  |
| 現 金 及 び 預 金       | 12,709 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 2,713  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 5,780  | 未 払 法 人 税 等             | 56     |
| 有 価 証 券           | 5,106  | 賞 与 引 当 金               | 554    |
| 商 品 及 び 製 品       | 2,721  | そ の 他                   | 1,389  |
| 仕 掛 品             | 894    | 固 定 負 債                 | 427    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 1,491  | 繰 延 税 金 負 債             | 13     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 393    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 389    |
| そ の 他             | 825    | そ の 他                   | 23     |
| 貸 倒 引 当 金         | △25    |                         |        |
| 固 定 資 産           | 16,750 | 負 債 合 計                 | 5,140  |
| 有 形 固 定 資 産       | 14,570 | ( 純 資 産 の 部 )           |        |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 7,779  | 株 主 資 本                 | 41,163 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,665  | 資 本 金                   | 4,753  |
| 土 地               | 3,410  | 資 本 剰 余 金               | 5,069  |
| 建 設 仮 勘 定         | 167    | 利 益 剰 余 金               | 37,052 |
| そ の 他             | 1,547  | 自 己 株 式                 | △5,711 |
| 無 形 固 定 資 産       | 593    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 295    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 467    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 48     |
| そ の 他             | 126    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 340    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 1,586  | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △93    |
| 投 資 有 価 証 券       | 126    | 新 株 予 約 権               | 48     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 176    | 純 資 産 合 計               | 41,507 |
| そ の 他             | 1,515  |                         |        |
| 貸 倒 引 当 金         | △232   | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 46,648 |
| 資 産 合 計           | 46,648 |                         |        |

連結損益計算書

( 自 平成25年 4 月 1 日 )  
( 至 平成26年 3 月 31 日 )

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額 |        |
|----------------|-----|--------|
| 売上高            |     | 27,492 |
| 売上原価           |     | 18,262 |
| 売上総利益          |     | 9,230  |
| 販売費及び一般管理費     |     | 7,929  |
| 営業利益           |     | 1,300  |
| 営業外収益          |     |        |
| 受取利息           | 62  |        |
| 為替差益           | 143 |        |
| その他の           | 71  | 277    |
| 営業外費用          |     |        |
| 減価償却費          | 11  |        |
| 固定資産除売却損       | 31  |        |
| その他の           | 0   | 42     |
| 経常利益           |     | 1,535  |
| 特別利益           |     |        |
| 新株予約権戻入益       | 3   | 3      |
| 特別損失           |     |        |
| 減損損失           | 253 | 253    |
| 税金等調整前当期純利益    |     | 1,285  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 384 |        |
| 法人税等調整額        | 100 | 485    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |     | 799    |
| 当期純利益          |     | 799    |



# 連結株主資本等変動計算書

( 自 平成25年4月1日 )  
( 至 平成26年3月31日 )

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成 2 5 年 4 月 1 日<br>期 首 残 高   | 4,753   | 5,069 | 37,160 | △5,711  | 41,272 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |       | △907   |         | △907   |
| 当 期 純 利 益                     |         |       | 799    |         | 799    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）     |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －     | △108   | △0      | △108   |
| 平成 2 6 年 3 月 3 1 日<br>期 末 残 高 | 4,753   | 5,069 | 37,052 | △5,711  | 41,163 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                      |                  |                   | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------------|-----------------------|----------------------|------------------|-------------------|-------|--------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |        |
| 平成 2 5 年 4 月 1 日<br>期 首 残 高   | 45                    | △339                 | －                | △294              | 52    | 41,030 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                      |                  |                   |       |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |                      |                  |                   |       | △907   |
| 当 期 純 利 益                     |                       |                      |                  |                   |       | 799    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |                      |                  |                   |       | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）     | 2                     | 680                  | △93              | 589               | △3    | 585    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 2                     | 680                  | △93              | 589               | △3    | 476    |
| 平成 2 6 年 3 月 3 1 日<br>期 末 残 高 | 48                    | 340                  | △93              | 295               | 48    | 41,507 |

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                                                                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 5 社                                                                                                                            |
| 連結子会社の名称 | FUJIMI CORPORATION<br>FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.<br>FUJIMI EUROPE GmbH<br>FUJIMI TAIWAN LIMITED<br>FUJIMI KOREA LIMITED |

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により処理しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価方法

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用し、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 7年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3年～9年  |

無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………当社グループは、従業員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準……………退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付見込額の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、連結子会社の資産及び負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(9) 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が389百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が93百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は3円61銭減少しております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

##### 連結貸借対照表

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」（当連結会計年度は、95百万円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 35,975百万円

#### (連結損益計算書に関する注記)

##### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所                             | 用途   | 種類 |
|--------------------------------|------|----|
| FUJIMI CORPORATION<br>米国 オレゴン州 | 遊休資産 | 建物 |

##### (減損損失の認識に至った経緯)

米国オレゴン州の遊休資産は、将来的に有効利用が見込まれないため、回収可能価額まで減額し、減損損失253百万円を特別損失に計上しました。

##### (グルーピングの方法)

当社グループは、原則として、事業用資産については工場、事業所を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

##### (回収可能価額の算定方法等)

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。なお、正味売却価額については、処分見込価額を使用しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|       | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 発行済株式 |              |              |              |             |
| 普通株式  | 30,699,500   | —            | —            | 30,699,500  |
| 自己株式  |              |              |              |             |
| 普通株式  | 4,760,353    | 298          | —            | 4,760,651   |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加298株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成25年6月21日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 518百万円 | 20円      | 平成25年3月31日 | 平成25年6月24日 |
| 平成25年11月1日<br>取締役会   | 普通株式  | 389百万円 | 15円      | 平成25年9月30日 | 平成25年12月5日 |
| 計                    | —     | 907百万円 | —        | —          | —          |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 389百万円
- ② 1株当たり配当額 15円
- ③ 基準日 平成26年3月31日
- ④ 効力発生日 平成26年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

（単位：株）

| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|------------------|--------------|-------------|
| 普通株              | 132,500      | 123,500     |

（注）新株予約権の減少9,000株は、新株予約権の失効による減少であります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については当社グループの資金運用標準に定める限度額内で安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入によっております。また、デリバティブは、外貨建営業債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に「その他有価証券」に分類される金銭信託や上場企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                    | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|--------------------|------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金         | 12,709     | 12,709  | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金 *1   | 5,755      | 5,755   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券   | 5,233      | 5,233   | —  |
| (4) 支払手形及び買掛金 *2   | (2,713)    | (2,713) | —  |
| (5) 未払法人税等 *2      | (56)       | (56)    | —  |
| (6) デリバティブ取引 *2 *3 | (12)       | (12)    | —  |

- (※1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。
- (※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債務は純額で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。有価証券に計上している公社債投資信託等は時価と帳簿価額が近似しており、短期間で決済されることから当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。主に、外貨建営業債務の為替相場の変動によるリスクを回避するため、為替予約取引を行っております。

**( 1 株当たり情報に関する注記)**

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,598円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 30円82銭    |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-----------------|--------|-------------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )     |        | ( 負 債 の 部 )             |        |
| 流 動 資 産         | 25,016 | 流 動 負 債                 | 3,846  |
| 現 金 及 び 預 金     | 9,695  | 支 払 手 形                 | 563    |
| 受 取 手 形         | 468    | 買 掛 金                   | 1,638  |
| 売 掛 金           | 4,833  | 未 払 金                   | 744    |
| 有 価 証 券         | 5,106  | 未 払 費 用                 | 156    |
| 商 品 及 び 製 品     | 1,344  | 賞 与 引 当 金               | 476    |
| 仕 掛 品           | 839    | そ の 他                   | 267    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 935    | 固 定 負 債                 | 268    |
| 前 払 費 用         | 34     | 退 職 給 付 引 当 金           | 244    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 200    | そ の 他                   | 23     |
| そ の 他           | 1,582  |                         |        |
| 貸 倒 引 当 金       | △25    | 負 債 合 計                 | 4,114  |
| 固 定 資 産         | 17,771 | ( 純 資 産 の 部 )           |        |
| 有 形 固 定 資 産     | 10,513 | 株 主 資 本                 | 38,576 |
| 建 物             | 4,622  | 資 本 金                   | 4,753  |
| 構 築 物           | 208    | 資 本 剰 余 金               | 5,069  |
| 機 械 装 置         | 1,107  | 資 本 準 備 金               | 5,038  |
| 工 具 器 具 備 品     | 1,077  | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 31     |
| 土 地             | 3,322  | 利 益 剰 余 金               | 34,464 |
| 建 設 仮 勘 定       | 159    | 利 益 準 備 金               | 362    |
| そ の 他           | 14     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 34,102 |
| 無 形 固 定 資 産     | 571    | 別 途 積 立 金               | 30,000 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 447    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 4,102  |
| そ の 他           | 123    | 自 己 株 式                 | △5,711 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 6,685  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 48     |
| 投 資 有 価 証 券     | 126    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 48     |
| 関 係 会 社 株 式     | 5,166  | 新 株 予 約 権               | 48     |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 404    |                         |        |
| 繰 延 税 金 資 産     | 125    | 純 資 産 合 計               | 38,673 |
| そ の 他           | 1,094  | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 42,788 |
| 貸 倒 引 当 金       | △232   |                         |        |
| 資 産 合 計         | 42,788 |                         |        |



損 益 計 算 書

( 自 平成25年 4 月 1 日 )  
( 至 平成26年 3 月 31 日 )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 20,662 |
| 売 上 原 価                 |       | 14,124 |
| 売 上 総 利 益               |       | 6,538  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 5,988  |
| 営 業 利 益                 |       | 550    |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 36    |        |
| 受 取 配 当 金               | 1,676 |        |
| 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ         | 250   |        |
| 為 替 差 益                 | 135   |        |
| そ の 他                   | 65    | 2,163  |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 減 価 償 却 費               | 11    |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 30    |        |
| そ の 他                   | 0     | 42     |
| 経 常 利 益                 |       | 2,671  |
| 特 別 利 益                 |       |        |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 3     | 3      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 2,675  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 129   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 212   | 342    |
| 当 期 純 利 益               |       | 2,333  |

株主資本等変動計算書

( 自 平成25年 4 月 1 日 )  
( 至 平成26年 3 月 31 日 )

(単位：百万円)

|                                             | 株 主 資 本 |           |          |          |           |          |         |          |        |             |
|---------------------------------------------|---------|-----------|----------|----------|-----------|----------|---------|----------|--------|-------------|
|                                             | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |          |          | 利 益 剰 余 金 |          |         |          | 自己株式   | 株 主 資 本 合 計 |
|                                             |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合 計 |        |             |
|                                             |         |           |          |          |           | 別 途 積立金  | 繰越利益剰余金 |          |        |             |
| 平成 2 5 年 4 月 1 日<br>期 首 残 高                 | 4,753   | 5,038     | 31       | 5,069    | 362       | 29,000   | 3,676   | 33,039   | △5,711 | 37,151      |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額                         |         |           |          |          |           |          |         |          |        |             |
| 剰 余 金 の 配 当                                 |         |           |          |          |           |          | △907    | △907     |        | △907        |
| 当 期 純 利 益                                   |         |           |          |          |           |          | 2,333   | 2,333    |        | 2,333       |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                             |         |           |          |          |           | 1,000    | △1,000  | －        |        | －           |
| 自 己 株 式 の 取 得                               |         |           |          |          |           |          |         |          | △0     | △0          |
| 株主資本以外の項目の当<br>事 業 年 度 中<br>の 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |          |          |           |          |         |          |        |             |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額 合 計                  | －       | －         | －        | －        | －         | 1,000    | 425     | 1,425    | △0     | 1,424       |
| 平成 2 6 年 3 月 3 1 日<br>期 末 残 高               | 4,753   | 5,038     | 31       | 5,069    | 362       | 30,000   | 4,102   | 34,464   | △5,711 | 38,576      |

|                                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |            | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------------|----------------------------|------------|-----------|-----------|
|                                             | そ の 他 有 価 証 券 金<br>評 価 差 額 | 評価・換算差額等合計 |           |           |
| 平成 2 5 年 4 月 1 日<br>期 首 残 高                 | 45                         | 45         | 52        | 37,249    |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額                         |                            |            |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                                 |                            |            |           | △907      |
| 当 期 純 利 益                                   |                            |            |           | 2,333     |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                             |                            |            |           | －         |
| 自 己 株 式 の 取 得                               |                            |            |           | △0        |
| 株主資本以外の項目の当<br>事 業 年 度 中<br>の 変 動 額 ( 純 額 ) | 2                          | 2          | △3        | △0        |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額 合 計                  | 2                          | 2          | △3        | 1,423     |
| 平成 2 6 年 3 月 3 1 日<br>期 末 残 高               | 48                         | 48         | 48        | 38,673    |

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

|         |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| 子会社株式   | 移動平均法による原価法                                                      |
| その他有価証券 |                                                                  |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理しております。) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法                                                      |

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

|               |                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------|
| 商品・製品・仕掛品・原材料 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。    |
| 貯蔵品           | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

### 3. 固定資産の減価償却の方法

|                  |                                                                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法<br>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 7年～50年<br>機械装置 5年～9年 |
| 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。                                                  |
| リース資産            | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                              |

### 4. 重要な引当金の計上基準

|         |                                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                                                  |
| 賞与引当金   | 従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。                                                                                                            |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「短期貸付金」(当事業年度は、676百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「車両運搬具」(同1百万円)及び「リース資産」(同13百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「借地権」(同18百万円)及び「ソフトウェア仮勘定」(同95百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「長期貸付金」(同1百万円)及び「長期預金」(同1,000百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「リース債務」(同7百万円)及び「設備関係未払金」(同196百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「リース債務」(同7百万円)及び「資産除去債務」(同16百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額       | 30,188百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権         |           |
| 短期金銭債権                  | 2,390百万円  |
| 3. 関係会社に対する金銭債務         |           |
| 短期金銭債務                  | 110百万円    |
| 4. 取締役に対する短期金銭債務        | 15百万円     |
| 5. 退職給付債務に関する事項         |           |
| (1) 退職給付債務              | △1,597百万円 |
| (2) 年金資産                | 1,207百万円  |
| (3) 未積立退職給付債務(1) + (2)  | △389百万円   |
| (4) 未認識数理計算上の差異         | 145百万円    |
| (5) 貸借対照表計上額純額(3) + (4) | △244百万円   |
| (6) 前払年金費用              | 一百万円      |
| (7) 退職給付引当金(5) - (6)    | △244百万円   |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高

4,773百万円

仕 入 高

358百万円

販売費及び一般管理費

173百万円

営業取引以外の取引による取引高

1,998百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 自 己 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---------------|------------|------------|------------|-----------|
| 普 通 株 式       | 4,760,353  | 298        | 一          | 4,760,651 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加298株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価減

135百万円

賞与引当金

169百万円

退職給付引当金

86百万円

投資有価証券評価損

8百万円

会員権評価損

5百万円

減損損失

239百万円

貸倒引当金

91百万円

その他

137百万円

合計

873百万円

評価性引当額

△485百万円

繰延税金資産合計

388百万円

繰延税金負債

未収事業税

△45百万円

その他有価証券評価差額金

△15百万円

その他

△0百万円

繰延税金負債合計

△62百万円

繰延税金資産の純額

325百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
2. 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
3. 子会社

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称                             | 議決権の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関 係            | 取 引 の 内 容                  | 取 引 金 額<br>(百万円) | 科 目            | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------------------------|-------------------|---------------------------|----------------------------|------------------|----------------|---------------|
| 子会社 | FUJIMI CORPORATION                      | 直接 100.0%         | 当社製品の販売<br>役員の兼任          | 当 社 製 品 の 販 売              | 874              | 売 掛 金          | 189           |
|     | FUJIMI-MICRO<br>TECHNOLOGY<br>SDN. BHD. | 直接 100.0%         | 当社製品の販売<br>役員の兼任          | 当 社 製 品 の 販 売              | 1,769            | 売 掛 金          | 554           |
|     | FUJIMI TAIWAN<br>LIMITED                | 直接 100.0%         | 当社製品の販売<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 当 社 製 品 の 販 売<br>資 金 の 貸 付 | 1,535<br>672     | 売 掛 金<br>貸 付 金 | 618<br>674    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

FUJIMI TAIWAN LIMITEDに対する資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しております。

( 1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,489円06銭
2. 1株当たり当期純利益 89円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

株式会社フジインコーポレーテッド

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |   |   |   |     |
|--------------------|-------|---|---|---|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 | 上 | 圭 | 祐 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 城 |   | 卓 | 男 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジインコーポレーテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

株式会社フジインコーポレーテッド

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 | 上 | 圭 | 祐 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 城 |   | 卓 | 男 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月21日

株式会社フジミインコーポレーテッド 監査役会

常勤監査役 石 井 和 廣 ⑩

常勤監査役 松 島 伸 男 ⑩

社外監査役 高 橋 正 彦 ⑩

社外監査役 川 下 政 美 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しており、当社グループの業績、財務状況、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保及び安定配当の維持継続等を総合的に勘案し実行することを基本方針としております。

この基本方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当15円とさせていただきますと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は389,082,735円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金15円を含め、1株につき30円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月25日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 減少する剰余金の項目とその額

|         |                |
|---------|----------------|
| 繰越利益剰余金 | 1,500,000,000円 |
|---------|----------------|

#### (2) 増加する剰余金の項目とその額

|       |                |
|-------|----------------|
| 別途積立金 | 1,500,000,000円 |
|-------|----------------|

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章<br>(目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 研磨材、研削材の製造、加工、販売及び輸出入。<br>2. 研磨用、研削用機械装置及びその附属部品の製造、販売及び輸出入。<br>3. 研磨用、研削用工具の製造、加工、販売及び輸出入。<br>4. 研磨材分級装置及びその附属装置の製造、販売及び輸出入。<br>5. 機能性セラミックスの製造、加工、販売及び輸出入。<br>6. 被覆材、溶接材の製造、加工、販売及び輸出入。<br>(新 設)<br><br>7. 石油精製用及び公害防止用触媒用材の製造、加工、販売及び輸出入。<br>8. 次の製品の仕入販売。<br>(1) 金属溶接材料、金属焼結材料。<br>(2) 熱硬化性の樹脂成形材料、プリント配線基板、絶縁用及び充填用ワニス。<br>9. 不動産及び有価証券への投資。<br>10. 不動産の管理。<br>11. 前各号に附帯する一切の事業及び関連する一切の業務。 | 第1章<br>(目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>1. ～ 6. (現行どおり)<br><br><u>7. 被覆用、溶接用機械装置及びその附属部品の販売及び輸出入。</u><br><br>8. ～ 12. (現行どおり) |

### 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

平成24年6月22日開催の当社第60期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「現対応方針」といいます。）の有効期間は、本株主総会の終結をもって満了することとなります。

当社は、現対応方針導入後も、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における買収防衛策のあり方につき検討を重ねてまいりました。その結果、現対応方針の有効期間満了に先立ち、平成26年5月23日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、現対応方針の内容を一部改定した上で更新する（以下「本更新」といい、現対応方針を更新したものを、「本対応方針」といいます。）ことを決定しました。なお、本更新に際しては、実質的な内容の変更を含まない所要の修正を行っておりますが、本対応方針の基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

つきましては、当社定款第7章第42条（買収防衛策の導入等）の定めに基づき、現対応方針を更新し、本対応方針を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本対応方針の内容を決定した当社取締役会には、全ての取締役が出席し、本更新につき全員一致で承認可決がなされております。また、当該決議にあたっては、社外監査役2名を含む全ての監査役が本更新に異議がない旨の意見を表明しております。

#### 1. 提案の理由

##### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情

報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の異動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらの中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## **(2) 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み**

### **(a) 当社の企業価値の源泉について**

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なCMP（化学的機械的平坦化）、ハードディスクの研磨など高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野である半導体基板向け超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして、大手企業の新規参入に対して市場優位性を維持しております。

最近では、LED、ディスプレイ、パワーエレクトロニクス用部品等の硬脆材の表面加工分野やその他様々な表面加工のニーズに独自のソリューションで応える取組みを積極的に進めております。また、溶射技術や装置に最適な溶射材の開発・商品化で新分野を開拓しております。

このように当社は、「パウダー&サーフェイス分野」を事業領域として、コア技術を高め先端技術をリードすることにより、お客様の満足度を高め信頼を勝ち得てまいりました。また、当社



が特定の企業グループに属することなく独立性の高い経営を堅持していることも、多くのお客様から受け入れていただいている一因と考えております。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れております。

当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土とITを駆使した情報の共有化をテコに、企業競争力の向上と持続的成長によって企業価値を増大してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全且つ一体感のある企業風土にあると考えております。

今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度のさらなる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

#### **(b) 企業価値向上のための取組み（中長期経営計画）**

当社は、バランス・スコアカード（BSC）の考え方を基に、平成21年6月に平成30年3月（2018年）期を最終年度とする9年間の中長期経営計画を策定いたしました。

この中長期経営計画は3年を区切りとする3次の中期計画を基にしています。

第一段階は自己診断と成長のための基礎体力づくり、成長のための種まきにあて、第二段階はまいた種をきちんと育てる時期、そして第三段階は事業が花開き、実を収穫する時期、と位置づけ、単に計画期間における売上や利益率の向上を目指すだけでなく、当社のあるべき姿、進むべき道をより明確にするため、企業理念・ビジョンの見直しを図り、実践してまいりました。

現在は第二段階にあたり、お客様のニーズを把握し、それを具現化し、より高い満足を提供する為、「お客様目線の実践」を経営方針に掲げ、展開してまいりました。その結果、お客様満足度と製品品質面において評価をいただいております。

当社はこれまで半導体市場を主たる事業領域としてまいりましたが、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。当社が主に事業展開している半導体市場は、2008年のリーマンショックを発端とする世界同時不況により、携帯電話やデジタル家電など様々な商品の販売が失速し影響を受けました。その後、パソコンの出荷台数は減少したものの、スマートフォンやタブレット（多機能携帯端末）関連需要の拡大等により半導体市場規模は回復し、再び成長の兆しを見せております。しかしながら、当社が主力事業として研磨材を提供している半導体基板であるシリコンウェハについては、面積ベースでは半導体市場同様に回復後、現在は横ばい基調にあるものの、単価の下落により販売額の減少が続いております。その結果、当社がお客様に提供する研磨材についても価格競争や使用量の削減の動きが高まっております。

こうした事業環境下で安定的かつ持続的な成長を遂げるためには、当社は特定の市場や用途に偏ることがない事業構造が必要であると考えております。

そこで、当社は、企業ビジョンとして、「既存事業の強化を図りつつ新規分野に積極果敢にチャレンジし、半導体関連分野（シリコン・CMP）と非半導体関連分野の安定した事業バランスの構築を目指します」を掲げ、従来から推進しているシリコン・CMP・ディスク・機能材・溶射材の5事業に加え、平成26年4月の組織変更において「新規事業本部」を設置し、非半導体分野の新規事業の探索と育成のための推進体制を強化いたしました。これらを通じて安定した事業構造を維持するため、将来的には事業構造比率として半導体関連比率50%、非半導体関連比率50%を目指しております。

また、全社レベルの目標を事業ごとに戦略目標、施策として具現化し、その成果については評価指標（KPI）によって定期的に進捗管理するなど、明確な責任体制のもと事業戦略を組織横断的に展開しております。

具体的な各事業毎の施策は以下のとおりです。

#### 〔シリコン事業〕

半導体基板となるシリコンウェハーを高精度に平坦化・鏡面研磨する研磨材事業です。お客様と価値観を共有し、当社だからこそ提供できる切断からファイナル研磨までのウェハー加工プロセス全体にわたる総合サービスの提供を通し、お客様の「最も信頼できるパートナー」を目指してまいります。また、従来のシリコンウェハーに加え、パワーデバイス基板向け製品開発の推進と、半導体周辺用途へのトータルソリューション提案を強化してまいります。

#### 〔CMP事業〕

半導体デバイスの製造工程で用いられる研磨材事業です。半導体デバイスの高密度化・高集積化に伴い、CMPが適用される工程は増加傾向にあります。お客様が拠点を置く日本・アメリカ・台湾に開発・製造拠点を設けており、お客様とより密接な関係を構築し、お客様のロードマップに沿った新製品を迅速に開発することのみならず、安定で高品質な製品・サービスを提供できるよう努めてまいります。

#### 〔ディスク事業〕

パソコンやHDD搭載型TV、DVD・BDレコーダーなどの記憶媒体であるハードディスク用の研磨材事業です。お客様の生産拠点が集中するマレーシアに製造拠点を置くとともに技術スタッフを配置し、お客様への技術サポートを強化することで信頼関係を構築し、次世代ディスク基板への要求を共有することにより、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。

#### 〔機能材事業〕

電子部品、自動車、レンズ等の業界における精密砥石、研磨布紙及び一般ラッピング・ポリッシング関係を中心とした研磨材、機能性材の事業です。各種用途における開発力を強化し、お客様の潜在的なニーズまでも引き出し、的確な提案をすることにより、お客様の信頼を高めていくよ



う努めてまいります。また、研磨材の新たな用途もお客様との関係を強化していく中で探索してまいります。

#### 〔溶射材事業〕

鉄鋼、航空機及び半導体等様々な業界における長寿命化、高機能化を実現するために、環境に優しい表面処理として使用される溶射用途向けに、主にサーメット、セラミックスなどの粉末溶射材を提供している事業です。開発力を強化し、新規高機能製品の早期市場投入やお客様へのタイムリーなソリューションの提案により、売上の拡大とともに、収率改善や生産技術力の向上により収益改善とさらなる品質の安定化を図ってまいります。

#### 〔新規事業〕

シリコン、CMP、ディスクなど既存事業以外の新規用途で用いられる研磨材等を提供している事業です。基幹事業である半導体の後続く、LED、ディスプレイ、携帯端末等の様々な事業機会に対応しております。世界の様々な業界のお客様から寄せられる、新たな表面加工ニーズに、トータルソリューションでお応えしてまいります。

#### (c) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、法令を遵守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能したガバナンス体制のもとで企業価値の向上を目指し、株主、お客様、地域社会の皆様から信頼される企業となるよう、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名は独立性を有する社外監査役です。また、当社取締役の任期は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するため、1年としており、株主の皆様から毎年を選解任を通じてガバナンスを受ける体制としております。

当社の取締役会は、毎月1回以上開催し、また取締役や本部長で構成する経営会議等主要な会議で法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、全ての重要事項に関して審議し、業務執行状況についても随時報告がなされております。

監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見等を述べるほか、公認会計士、内部監査室と連携しながら公正な監視体制のもとで監査を行っております。

また、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスク管理委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

当社は、これからもコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値の向上に取り組んでまいります。

### (3) 本更新の目的

上記1. (1) 記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的且つ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業

価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速且つ的確に講じる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、本対応方針を更新することを決定いたしました。

下記2. (4) (a)に記載のとおり、本対応方針においては、対抗措置の発動の是非に関する判断等にあって、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程（概要は別紙2記載のとおりです。）に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任するものとします。本更新時の独立委員会の委員には、高橋正彦氏、川下政美氏及び山川隆久氏の合計3名に就任をいただく予定です。各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

なお、本対応方針の概要については、別紙4「本対応方針の概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）」に記載のとおりです。

## 2. 提案の内容

### (1) 大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為若しくはこれらに類似する行為又はこれらの提案<sup>[1]</sup>（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

①当社が発行者である株券等<sup>[2]</sup>について、保有者<sup>[3]</sup>の株券等保有割合<sup>[4]</sup>が20%以上となる買付けその他の取得

②当社が発行者である株券等<sup>[5]</sup>について、公開買付け<sup>[6]</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>[7]</sup>及びその特別関係者<sup>[8]</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### (a) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」（大規模買付者の代表者による署名又は記名捺印のされたもの）を当社の定める書式を用いて日本語で提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ①氏名又は名称及び住所又は所在地
- ②代表者の氏名
- ③目的及び事業の内容
- ④大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の種類及び数、並びに、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>[9]</sup>を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約(条件又は留保は付さないものとします。)

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在、及び大規模買付意向表明書に署名又は記名捺印を行った代表者の資格を証明する書類を添付していただきます。

**(b) 「大規模買付情報」の提供**

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。))を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。なお、大規模買付情報は日本語で記載されるものとします。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>[10]</sup>(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記(a)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、且つ、株主の皆様の開示いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社取締役会に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者<sup>[11]</sup>、特別関係者及び大規模買付者を被支配法人等<sup>[12]</sup>とする者の特別関係者）（以下「大規模買付者グループ」といいます。）の詳細（その名称、財政状態、経営成績その他の経理の状況、大規模買付者グループの関係（資本関係、取引関係、人的関係等）の概略を含みます。）<sup>[13]</sup>
- ②大規模買付行為の目的、方法及び具体的内容（関連する取引の仕組み及び大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- ③買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、交換比率）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯
- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況、当該資金の調達先の概要及び関連する取引の概要
- ⑤大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑥大規模買付者が既に保有し又は大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑨大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑩当社の株主（大規模買付者を除きます。）、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者に対する対応方針
- ⑪その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった場合には速やかに開示するとともに、大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様の開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

### **(c) 取締役会評価期間の設定等**

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(4)(a)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算

入) 延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとし、下記(2)(c)に記載の株主意思確認総会又は書面投票が実施される場合においては、対抗措置に係る議案が否決された後にのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## (2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

### (a) 対抗措置発動の条件

#### (i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合において、対抗措置を発動することが必要且つ相当である場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、下記(b)に従い、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

#### (ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、直ちに、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じることはありません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、別紙5に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的且つ合理的に疑われる事情が存する場合には、当社取締役会は、下記(b)に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。



## **(b) 対抗措置の発動の手続**

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、取締役会評価期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

但し、下記(c)に基づき株主意思の確認手続を実施する場合には、当社取締役会は、当該株主意思の確認手続の結果に従うものとします。

## **(c) 株主意思の確認**

当社取締役会は独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施する場合があります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認手続を行う場合又はその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、投票基準日の2週間前までに公告を行います。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。株主意思確認総会における投票の場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。書面投票による場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

## **(d) 発動した対抗措置の中止又は撤回**

当社取締役会が上記(b)及び(c)に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主共同の利

益の確保又は向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日よりも前に、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止されないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記4. (2)に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

### (3) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙6に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

### (4) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

#### (a) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、その概要を別紙2に記載する独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締

役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本更新時の独立委員会の委員には、高橋正彦氏、川下政美氏及び山川隆久氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、取締役会評価期間内に、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。また、独立委員会は、発動した対抗措置の維持について、当社取締役会の諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置を維持するか否かの判断を行うものとします。

独立委員会は、独自に又は当社取締役会等を通じて、大規模買付者に対し、大規模買付情報の追加提供、協議・交渉等を求める場合があります。大規模買付者は、これに速やかに応じなければならないものとします。

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から、当社取締役会の経営計画等及び当社取締役会による当社の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限（取締役会評価期間内において最長30日とします。）を定めた上で、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下「当社取締役会情報」といいます。）を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社取締役会情報について、当社取締役、当社監査役、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し、独立委員会が必要とする説明を要請することがあります。

#### **(b) 独立委員会に対する任意の諮問**

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。



### **(5) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更**

本対応方針の有効期間は、平成28年6月に開催予定の当社第64期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会又は当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

## **3. 本対応方針の合理性について**

### **(1) 株主意思を重視するものであること**

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、一部改定の上更新されるものです。

また、本株主総会において本更新に関する議案が承認された場合であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。また、当社取締役会は独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非について、株主意思の確認手続により株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

### **(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等**

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、本対応方針の更新にあたっては、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等をも踏まえております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

### **(3) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新されるものであること**

本対応方針は、上記1. (3)「本更新の目的」に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施し

ようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、更新されるものです。

#### **(4) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定**

本対応方針は、上記2. (2) (a)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### **(5) 独立委員会の設置**

上記2. (4)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か等についての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### **(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

上記2. (5)に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっており、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### **4. 株主及び投資家の皆様に与える影響**

#### **(1) 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響**

本更新時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその更新時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また株主及び投資家の皆様の議決権比率の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (2) (d)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

## (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様が本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社の株式1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化が生じることとなります。

但し、当社が非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換に当社株式を交付する場合には、非適格者以外の株主の皆様は本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社の株式1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化は原則として生じません。

もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は当社取締役会の承認なくして行うことができないとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権について行使又は取得の結果株主の皆様が株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

他方、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利等には希釈化が生じることが想定されます。

## 5. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

### (1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられます。かかる割当ての対象となる株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の株主の皆様による行使又は当社による取得に際して株主の皆様に必要な手続

当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第273条、第274条）に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、且つ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

非適格者以外の株主の皆様には本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含みます。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたしますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいようお願い申し上げます（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

## 6. その他

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

---

[1] 第三者に対する勧誘行為を含みます。

[2] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

[6] 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下同じとします。

[7] 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じとします。

[8] 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

[9] 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。

[10] なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

[11] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

[12] 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

[13] 大規模買付者がファンドの場合には、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(別紙1)

### 当社の大株主の状況

当社の平成26年3月末時点の大株主の状況は以下のとおりです。

| 株主名                                | 当社への出資の状況 |                        |
|------------------------------------|-----------|------------------------|
|                                    | 所有株式数(千株) | 発行済株式の総数に対する所有株式の割合(%) |
| 株式会社フジミインコーポレーテッド（自己株口）            | 4,760     | 15.5                   |
| 越山 勇                               | 2,902     | 9.5                    |
| 有限会社コマ                             | 1,638     | 5.3                    |
| 野田 純孝                              | 1,520     | 5.0                    |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01 | 1,197     | 3.9                    |
| 特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行           | 1,141     | 3.7                    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                      | 728       | 2.4                    |
| 日本生命保険相互会社                         | 709       | 2.3                    |
| 株式会社りそな銀行                          | 691       | 2.3                    |
| フジミ取引先持株会                          | 601       | 2.0                    |
| 計                                  | 15,891    | 51.8                   |

(千株未満切捨て、小数点第2位四捨五入)

上記には、自己株式4,760,651株（15.5%）を含めております。



(別紙2)

### 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、各独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に開催する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について評価・検討した上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非（大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断を含む。）
  - (2) 本対応方針に係る対抗措置の維持の是非
  - (3) 本対応方針の廃止及び変更
  - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に対して諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家等（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

(別紙3)

### 独立委員会委員の略歴

高橋 正彦氏（昭和19年12月23日生まれ）

|        |     |                                         |
|--------|-----|-----------------------------------------|
| 昭和45 年 | 10月 | 監査法人丸の内会計事務所 入所                         |
| 昭和49 年 | 10月 | 公認会計士 登録                                |
| 昭和54 年 | 10月 | 監査法人八木・浅野事務所（現 新日本有限責任監査法人）<br>入所 税理士登録 |
| 昭和54 年 | 11月 | 公認会計士・税理士高橋正彦事務所 開設<br>同事務所長            |
| 平成22 年 | 6月  | 新日本有限責任監査法人 退所                          |
| 平成23 年 | 6月  | 当社 社外監査役（現任）                            |

川下 政美氏（昭和24年9月3日生まれ）

|        |    |               |
|--------|----|---------------|
| 昭和48 年 | 4月 | 日本特殊陶業株式会社 入社 |
| 平成17 年 | 6月 | 同 取締役         |
| 平成20 年 | 6月 | 同 常務取締役       |
| 平成21 年 | 2月 | 同 専務取締役       |
| 平成21 年 | 6月 | 同 代表取締役副社長    |
| 平成23 年 | 6月 | 同 最高顧問        |
| 平成24 年 | 6月 | 同 顧問          |
| 平成24 年 | 6月 | 当社 社外監査役（現任）  |

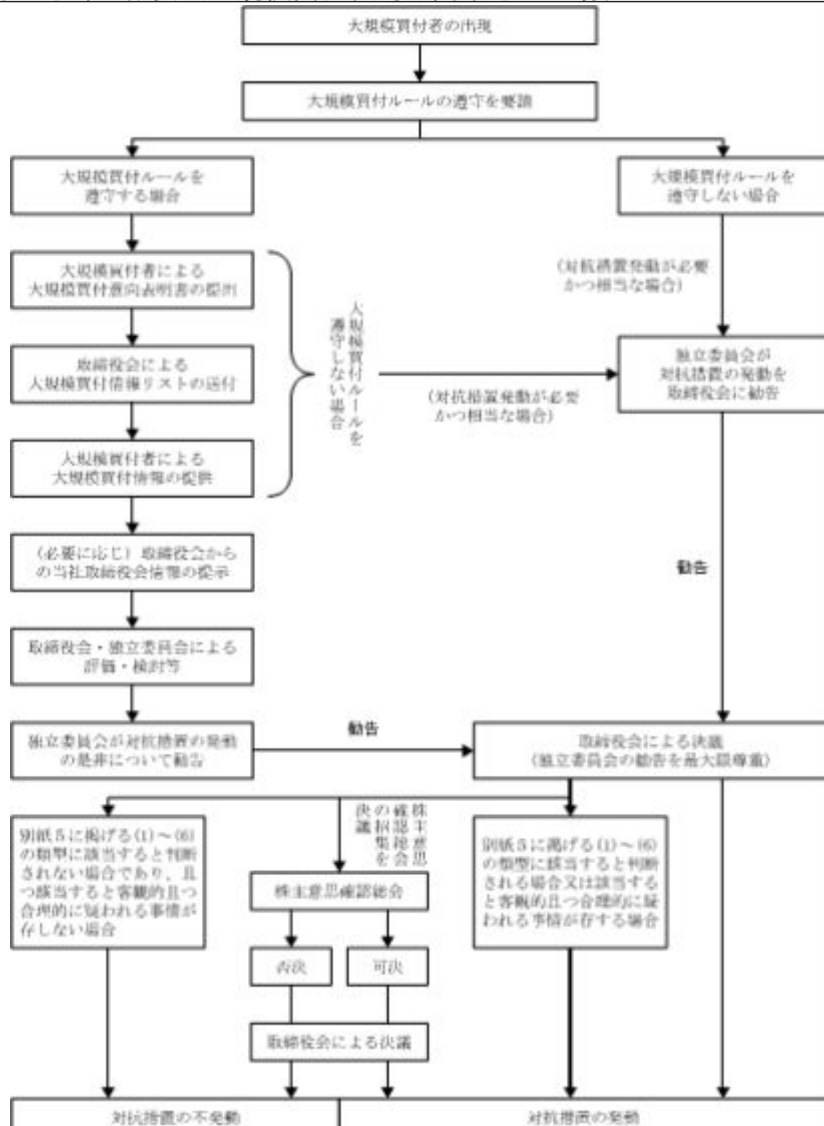
山川 隆久氏（昭和31年12月28日生まれ）

|        |    |                  |
|--------|----|------------------|
| 昭和56 年 | 4月 | 衆議院法制局 入局        |
| 昭和60 年 | 4月 | 東京弁護士会 登録        |
| 昭和60 年 | 4月 | 石原総合法律事務所 入所     |
| 平成14 年 | 3月 | ルネス総合法律事務所開設（現任） |



(別紙4)

本対応方針の概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）



本チャートは、あくまで本対応方針の内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。本対応方針の詳細については、本議案本文をご参照下さい。

(別紙5)

### 対抗措置発動の要件

- (1) 以下に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合
  - (a) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
  - (b) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
  - (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
  - (d) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (2) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (3) 大規模買付者の提案する大規模買付行為の経済条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買付対価の支払時期及び方法を含みます。)が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (4) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (5) 大規模買付者が反社会的勢力又はこれに準ずる者と判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案(大規模買付行為の経済条件のほか、大規模買付行為の違法性の有無、実現可能性、大規模買付行為後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為後における当社の株主(大規模買付者を除きます。)の皆様、顧客、従業員その他の利害関係者に対する対応方針を含みます。)の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力と開発力、お客様との信頼関係等を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすと判断される場合

(別紙6)

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数以上で別途定める数と同数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>[1]</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>[2]</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者<sup>[3]</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、当社による下記8.のとおり、本新株予約権の取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

## 11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

[1]「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[2]「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[3]ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

# 第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>（生年月日）             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | 関 敬 史<br>（昭和39年4月6日生）     | 平成元年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行<br>平成9年10月 当社入社<br>平成12年2月 旧FUJIMI CORPORATION社長<br>平成15年6月 当社取締役新規事業本部長<br>平成17年4月 同 取締役CMP事業本部長<br>平成20年4月 同 代表取締役社長<br>平成25年1月 同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役<br>平成25年8月 同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長<br>平成26年4月 同 代表取締役社長兼CMP事業本部長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長<br>現在に至る | 440,200株   |
| 2          | 伊 藤 広 一<br>（昭和30年12月30日生） | 昭和52年3月 当社入社<br>平成20年4月 同 生産本部長<br>平成22年6月 同 取締役生産本部長<br>平成23年4月 同 取締役品質保証本部長<br>平成24年4月 同 常務取締役品質保証本部長<br>平成25年4月 同 常務取締役生産本部長兼品質保証本部長<br>平成26年4月 同 常務取締役品質保証本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                             | 688株       |
| 3          | 鈴木 彰<br>（昭和29年7月11日生）     | 昭和54年4月 グリチン・システム株式会社（現 株式会社グリチン）入社<br>平成21年8月 当社入社<br>平成22年4月 同 財務管理本部長<br>平成23年4月 同 財務本部長<br>平成23年6月 同 取締役財務本部長<br>平成26年4月 同 取締役管理本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                       | 1,500株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>の株式数 |
|------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4          | 大 脇 寿 樹<br>(昭和35年12月27日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成11年4月 旧FUJIMI AMERICA INC. 出向<br>平成23年4月 当社ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO<br>TECHNOLOGY SDN. BHD. マネージングディレクター（社長）<br>平成24年6月 同 取締役ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO<br>TECHNOLOGY SDN. BHD. マネージングディレクター（社長）<br>平成26年4月 同 取締役機能材事業本部長<br>現在に至る | 13,000株        |
| 5          | 鈴 木 勝 弘<br>(昭和37年3月9日生)   | 昭和59年4月 当社入社<br>平成4年7月 旧FUJIMI AMERICA INC. 出向<br>平成23年4月 当社シリコン事業本部長<br>平成24年6月 同 取締役シリコン事業本部長<br>現在に至る                                                                                                                                       | 14,600株        |

（注） 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石井和廣氏が辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 藤 川 佳 明<br>(昭和31年3月13日生) | 昭和55年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行<br>平成14年3月 当社入社<br>平成19年10月 同 総務部長<br>平成20年4月 同 総務室長<br>平成22年4月 同 総務部長<br>現在に至る | 24,000株    |

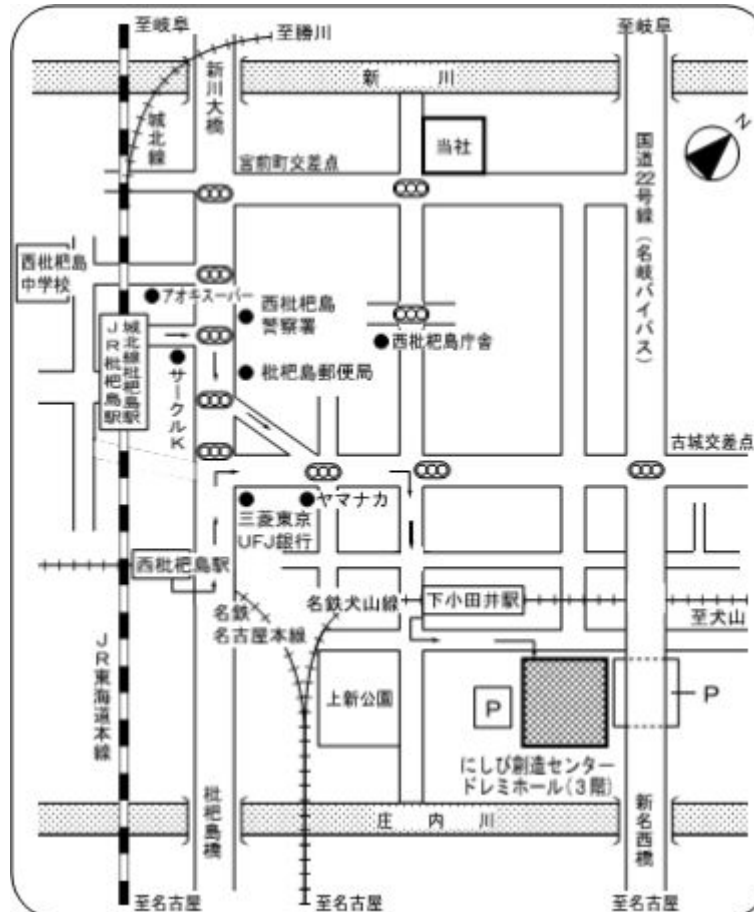
- (注) 1. 藤川佳明氏は、新任の監査役候補者であります。  
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1  
にしび創造センター ドレミホール（3階）  
電話番号（052）-504-6361（代表）

最寄りの駅 ●名古屋鉄道 -----> 下小田井駅（犬山線） 徒歩3分  
西枇杷島駅（名古屋本線） 徒歩15分  
●J R -----> 枇杷島駅（東海道本線） 徒歩15分  
●東海交通事業-----> " （城北線） 徒歩15分



(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。